

国保さかた

◎発行／酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町三丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-22-6466
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp



酒田市では、食生活改善推進員研修会を開催し、生活習慣病を予防する食事の方法などを学んでいただき、食を通じた健康づくりを広めています。

【酒田市食生活改善推進員中央研修会／健康センター】



大学などへの進学・卒業が決まったら

◎ 大学などへの進学が決まった場合（学生用保険証の交付）

酒田市国保に加入している方で、進学を理由に酒田市外へ転出する場合、学生用保険証への切り替え手続きを行うことで、引き続き酒田市国保の保険証を使うことができます。学生用保険証は、右上に ㊤ と記載されます。

《学生用保険証の交付手続き》

- (1) 市民課または各総合支所地域振興課で転出届を提出する。
 - (2) 国保年金課または各総合支所地域振興課で学生用保険証への切り替えの届出を行う。
- 持ち物：① 学生であることが証明できるもの（在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書）
② 今までの国民健康保険証

◎ 大学などの卒業が決まった場合（学生用保険証の返却）

酒田市国保の学生用保険証をお持ちの方で、今年3月に卒業予定の方がいる世帯には、返却手続きの案内通知をお送りします。進路に応じた手続きが必要になりますので、必要書類を確認のうえ手続きをしてください。

《学生用保険証の返却手続き》

- (1) 卒業や退学によって学生ではなくなったとき
持ち物：学生でなくなったことが証明できる書類（卒業証明書など）
認め印、学生用保険証
- (2) 新しく別の健康保険に加入したとき
持ち物：新しく加入した健康保険証、認め印、学生用保険証
- (3) 酒田市へ戻った（転入した）とき
持ち物：認め印、学生用保険証



就職や
退職により

健康保険が変わったら



「国民健康保険」と「会社等の健康保険」の切り替えには手続きが必要です。手続きの際には、次のものをお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所地域振興課までお越しください。

★国民健康保険に加入するとき

- 資格喪失連絡票など
(会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの)
- 印かん(認め印で可)
- 年金手帳(60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバー(個人番号)カード
または通知カード
- 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)
- 委任状(別世帯の方が届出をする場合)

★国民健康保険を脱退するとき

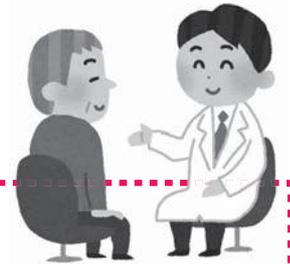
- 会社等の健康保険証
(保険証が変わった方全員分)
- 国民健康保険証
(保険証が変わった方全員分)
- 限度額適用認定証などの各種医療証
(お持ちの方)
- 印かん(認め印で可)
- 年金手帳(60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバー(個人番号)カード
または通知カード
- 窓口に来る方の本人確認書類
(運転免許証等)
- 委任状(別世帯の方が届出をする場合)

《保険証の切り替えに関するお問い合わせ》
国保年金課 国保係 ☎ 26-5727

医療費通知を医療費控除の申告に使用できます

平成29年分以降の所得の申告から、医療費控除を受ける際に、医療費等の領収書の代わりとして『医療費控除の明細書』の提出が必要となりました。

なお、酒田市国保の加入世帯へハガキでお送りしている「医療費通知」(医療費のお知らせ)を添付すれば、明細の記入を省略できます。



- ★経過措置として、平成31年分の所得の申告までは、医療費の領収書の提出によることもできます。
- ★『医療費控除の明細書』の記入内容確認のため、領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅でも5年間保管してください。
- ★医療費通知に記載されていない医療費分は、領収書に基づき、明細の記入が必要です。
- ★医療費通知の再発行はできません。

《医療費控除に関するお問い合わせ》

税務課 市民税係 ☎ 26-5712 ☎ 26-5713 ☎ 26-5714